



報道発表資料

報道関係者 各位

令和6年3月19日（火）

【照会先】

山形労働局 職業安定部 職業対策課

職業対策課長 石垣 博之

職業対策課長補佐 東海林 芳弘

地方障害者雇用担当官 伊藤 智津

電話 023-626-6101

障害者雇用に取り組む優良な中小事業主を認定

～ 社会福祉法人 光風会 ～

山形労働局（局長 ^{こばやし} 小林 ^{まなぶ} 学）は、「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）」において、社会福祉法人光風会を認定しました。



「もにす認定制度」とは

厚生労働省は、令和2年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称 もにす認定制度）」を創設し、雇用の安定に関する取組の状況などが一定以上の優良な企業を認定しています。

この認定制度により、認定事業主が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告、ハローワークの求人票などに認定マークを表示することができ、日本政策金融公庫の低利融資対象となるなど、周知・広報を始めとする種々のメリットがあります。

認定事業主への通知書交付式は以下のとおり執り行います。

- 日 時：令和6年3月26日（火） 13:30から
- 場 所：社会福祉法人 光風会 法人本部
(山形県酒田市宮野浦3丁目20番1号)

【当日の取材対応について】

当日取材を希望される場合は、事前に山形労働局 職業対策課（023-626-6101）へご連絡ください。